

富山県成長戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 人口減少・少子高齢化が進む中、現下の新型コロナによる厳しい経済情勢を乗り越え、新しい富山県の更なる発展に向けたビジョンや戦略を検討するため、富山県成長戦略会議（以下「会議」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 新しい富山県の更なる発展に向けたビジョンや戦略に関すること
- (2) その他会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織・委員)

第3条 会議は、知事が就任依頼した別表に掲げる委員及び特別委員で構成する。

(役員)

第4条 会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、知事が指名する。
- 3 座長は、会議を進行する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、知事が招集する。

- 2 知事が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、富山県総合政策局企画調整室に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項、その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。